


証券コード：4990
2024年6月10日
(電子提供措置の開始日2024年6月1日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目14番32号
 昭和化学工業株式会社
代表取締役社長 石橋健藏

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「新着情報」に「第97期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.showa-chemical.co.jp/index.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして銘柄名（昭和化学工業）または証券コード（4990）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただけますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時(午前9時開場)
2. 場 所 東京都港区赤坂二丁目14番32号 赤坂2・14プラザビル3階
赤坂サンスカイルーム 3D室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第97期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第97期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第19条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。また、当該連結注記表および個別注記表につきましては、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2) インターネットによる方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
- (3) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。




◎当日、会場におきまして、役員職員はノーネクタイの軽装(クールビズ)にて対応させていただきます。

◎ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は、第91期定時株主総会より廃止させていただいております。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>2024年6月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2024年6月26日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

0000 欄中

XXXXXXXX XX月XX日

XXXXXXXXXX

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネットで
議決権行使
ネット申込み
ログインコード

00000000

00000000

見本
印刷済

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

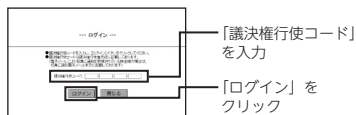
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

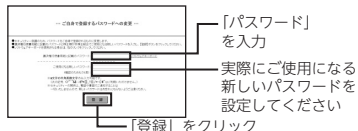
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、経済活動の正常化が進み景況感は幅広い業種で改善されたものの、世界的な物価高の持続や地政学リスクの長期化、円安の進行など、先行き不透明な状況が続いております。

当業界におきましては、依然高水準にある燃料費等が製造原価を圧迫するなど厳しい状況で推移しております。

このような経営環境の中、当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、売上目標達成と利益確保に尽力しました。その結果、売上高は91億96百万円（前期比0.3%減）となりました。

製品分野別では以下のような状況となりました。

濾過助剤分野は、主にビール類・清涼飲料水・甘味料・調味料等の食品工業、抗生物質等の製薬工業、油脂・合成樹脂等の化学工業、ごみ焼却場等で使用される当社の主力製品群です。当連結会計年度におきましては、食品工業向け製品を中心に国内市場における売上が増加しましたが、海外市場においては売上が減少しました。

建材・充填材分野は、主に住宅用建材や土木資材、シリコンゴム等に使用される製品群です。当連結会計年度におきましては、国内及び海外市場における各種充填材向け製品の売上が減少しました。

化成品分野は、主にプールや温浴施設及び浄化槽向けの塩素系消毒剤、産業排水向けの高活性微生物剤等の水処理関連製品群です。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による影響からの回復が継続し全体的に売上が増加しました。

その他の製品は、主に珪藻土粒状品及びデオドラント製品や浴室関連機器等の生活関連用品、その他スポットで発生する製品群です。当連結会計年度におきましては、主に各種化学品向け製品の売上が増加しまし

た。

利益面におきましては、「有形固定資産売却益」及び「投資有価証券売却益」を計上しましたが、旅費交通費やIT関連投資に伴う通信費等の増加に加え、前年同期に計上した為替差益減少の影響等により経常利益は7億19百万円（同13.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億84百万円（同5.2%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、2億32百万円（前期は2億11百万円）の設備投資を実施いたしました。その主な内容は珪藻土・パーライト製品製造工場の改修等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、昭和化学工業株式会社におきまして第49回無担保社債（社債総額1億円）を発行いたしました。調達資金は設備の更新及び運転資金に充当しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第94期 (2021年3月期)	第95期 (2022年3月期)	第96期 (2023年3月期)	第97期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	7,676	7,779	9,225	9,196
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	292	345	616	584
1株当たり当期純利益 (円)	27.64	32.60	58.21	55.11
総資産 (百万円)	12,322	12,613	13,039	13,528
純資産 (百万円)	5,775	6,123	6,758	7,598

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第95期の期首から適用しており、第95期以降に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第94期 (2021年3月期)	第95期 (2022年3月期)	第96期 (2023年3月期)	第97期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (百万円)	6,764	6,858	7,235	7,469
当期純利益 (百万円)	252	262	309	198
1株当たり当期純利益 (円)	22.99	23.86	28.12	18.04
総資産 (百万円)	10,836	10,872	10,729	11,047
純資産 (百万円)	4,966	5,137	5,467	5,815

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第95期の期首から適用しており、第95期以降に係る各金額については、当該会計基準等を適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
白山工業株式会社	50百万円	100.0	珪藻土製品製造
日昭株式会社	10百万円	100.0	パーライト製品の製造業務請負
北京瑞来特貿易有限公司	150万US\$	100.0	珪藻土製品販売

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は、世界的な金融引き締め影響や海外景気の下振れリスク、円安の進行など、予断を許さない状況が続くと予想されます。一方、気候変動問題への対応等、企業は持続可能な社会の一員として質の高い商品・サービスの提供と共に、社会課題への取り組みが求められていると認識しております。

このような中、当社グループは「お客様のため、社会のため、人間生活向上のため、貴重な資源を限りなく有効に活用し、広く産業を支え、豊かな明日を構築すること貢献する。」ことを経営理念とし、それを実現すべく次の課題に対処してまいります。

- ① 既存事業の深化と拡大
- ② M&Aを含めた新規事業の構築と育成
- ③ 生産工程の見直し及び販売管理費の圧縮による収益性の向上と財務体質の強化
- ④ 長期的な原料供給体制の構築
- ⑤ 環境と安全に配慮した経営の推進
- ⑥ 人材の育成及び社内制度の改善等による組織活性化の推進

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区 分	主要な製品名または使用用途
珪藻土製品の製造・販売	主な製品名“ラデオライト” 使用用途は濾過助剤、建材・充填材等
パーライト製品の製造・販売	主な製品名“トプコ”、“ハードライト” 使用用途は濾過助剤、建材・充填材等
化成品の販売	プール用塩素剤、温浴施設用塩素剤等
生活関連品の製造・販売	消臭剤“イオンダッシュ”、浴室関連機器等

(6) 主要な拠点等 (2024年3月31日現在)

昭和化学工業株式会社	本 社	東京都港区赤坂二丁目14番32号
	販 売 拠 点	東京都港区、大阪府大阪市北区 福岡県北九州市小倉北区
	生 産 拠 点	秋田県北秋田市、栃木県芳賀郡 岡山県真庭市、山形県鶴岡市
	研 究 分 析 セ ン タ ー	鳥取県倉吉市
白山工業株式会社 (子会社)	本 社	東京都港区
	工 場	大分県玖珠郡
日昭株式会社 (子会社)	本 社	東京都港区
	事 業 所	山形県鶴岡市

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
220 (11) 名	2名減 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
165 (8) 名	2名減 (4名減)	48.1歳	18.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社 三井住友銀行	600
株式会社 みずほ銀行	594
株式会社 北陸銀行	342
株式会社 りそな銀行	342
株式会社 三菱UFJ銀行	323

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,979,000株（自己株式987,105株を含む）
- ③ 株主数 2,937名
- ④ 大株主（上位11名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
シグマ株式会社	1,938	17.63
石橋健藏	1,419	12.91
公益財団法人石橋奨学会	1,000	9.10
朝日生命保険相互会社	768	6.99
昭和化学工業取引先持株会	479	4.36
白山工業株式会社	342	3.11
株式会社三井住友銀行	340	3.09
石橋敬子	316	2.88
北沢産業株式会社	255	2.32
株式会社北陸銀行	231	2.10
株式会社みずほ銀行	231	2.10

- (注) 1. 当社は、自己株式を987,105株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記の所有株式の他、2024年3月31日現在の役員持株会での持分として、石橋健藏氏が32,914株を所有しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

氏 名	会社における位 地	担当及び重要な兼職の状況
石 橋 健 藏	取締役社長 (代表取締役)	白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役
田 子 薫	専務取締役	技術開発推進部長
小 関 肇	取締役 (常勤監査等委員)	
波 光 史 成	社外取締役 (監査等委員)	公認会計士・税理士 (税理士法人レゾンパートナーズ 代表社員) (東洋製糖グループホールディングス株式会社 社外監査役)
神 谷 宗之介	社外取締役 (監査等委員)	弁護士 (神谷法律事務所 所長) (株式会社パンフィックネット 社外取締役) (大豊建設株式会社 社外取締役) (株式会社日本デジタル研究所 社外監査役)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)波光史成氏、並びに取締役(監査等委員)神谷宗之介氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)波光史成氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小関 肇氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)波光史成氏、並びに取締役(監査等委員)神谷宗之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・当該保険契約の被保険者は、取締役並びに監査等委員である取締役であります。
- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としておりません。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については補填の対象外としております。
- ・被保険者は当該保険料の10%相当額を負担しております。

③ 役員報酬等の決定に関する方針等の概要

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を以下のとおり決議しております。なお、取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由としましては、代表取締役社長である石橋健藏氏が、原案について決定方針との整合性及び会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を含め総合的な検討を行っていることから、取締役会はその答申を確認及び尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として決定されるものとし、その限度額は2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において年額2億40百万円以内（使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は2名であります。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の決定に関する方針

業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等はありません。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長である石橋健藏氏がその具体的内容について委任をうけております。当該権限が代表取締役により適切に行使されるようにするため、基本方針に基づき会社の業績や経営内容、社会情勢、個人の役割に応じた貢献度合い等を総合的に勘案して決定しております。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額としております。

5. 監査等委員である取締役の基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の監査等委員である取締役の基本報酬について、その限度額は2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。また、その金額については、報酬総額の限度内において常勤・非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83 (-)	83 (-)	- (-)	- (-)	2 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	21 (7)	21 (7)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	104 (7)	104 (7)	- (-)	- (-)	5 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額に、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第89期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)について年額240百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)については年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社は2006年6月29日開催の第79期定時株主総会において、役員退職慰労引当金制度を廃止することを決議いただいております。
4. 個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長である石橋健藏氏がその具体的内容について委任をうけております。委任の理由は、石橋氏が当社グループを取り巻く経営環境並びに当社グループの業績等を熟知しており、各取締役について適切な評価が可能と判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

1. 取締役(監査等委員) 波光史成

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

税理士法人レゾンパートナーズの代表社員であります。なお、当社と税理士法人レゾンパートナーズとの間に取引等の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

東洋製罐グループホールディングス株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東洋製罐グループホールディングス株式会社との間に取引等の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうちの全てに出席、また、監査等委員会13回のうち全てに出席されました。

二. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、当社の経営方針や戦略等に対し、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に資するため、専門家としての高い見

識と知識に基づいた指摘や助言、経営陣の業務執行の適切な評価と監督を期待しております。同氏は公認会計士・税理士としての豊富な見識を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社での社外役員の経験を有しておりますことから、当社の取締役会や監査等委員会において独立した立場から適宜適切な指摘や助言、意見表明をいただいております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

2. 取締役（監査等委員） 神谷宗之介

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

神谷法律事務所の所長であります。なお、当社と神谷法律事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社パシフィックネット及び大豊建設株式会社の社外取締役、株式会社日本デジタル研究所の社外監査役であります。なお、当社と株式会社パシフィックネット、大豊建設株式会社及び株式会社日本デジタル研究所との間に取引等の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうちの全てに出席、監査等委員会13回のうち全てに出席されました。

二. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、当社の経営方針や戦略等に対し、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に資するため、専門家としての高い見識と知識に基づいた指摘や助言、経営陣の業務執行の適切な評価と監督を期待しております。同氏は弁護士としての豊富な見識を有し、高い法令遵守の精神を有していることに加え、他社での社外役員の経験を有しておりますことから、当社の取締役会や監査等委員会において独立した立場から適宜適切な指摘や助言、意見表明をいただいております。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 八重洲監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は
以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保
するための体制

- ①当社及び当社子会社の全ての役職員が、法令及び定款、経営理念を遵守
した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規
程」により職務範囲を明確にすることで、適正な事業活動を推進できる
体制を整備しております。
- ②内部監査室の設置やコンプライアンス研修会等、コンプライアンスに係
る各種取り組みを行い、社内啓蒙を積極的に推進しております。
- ③法令上疑義のある行為等について、外部専門家による相談窓口を設置し
ております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書ま
たは電磁的媒体を関連資料とともに記録し、規定に基づき、整理及び保
管しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、業務遂行に伴うリスク管理をするための「リス
ク管理規程」に基づき、リスク管理委員会によるリスク抽出と分析、及
びその対応策を検討することで適切にリスク管理を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応
じて臨時取締役会を開催し、法令・定款に定める事項のほか、「取締役
会規則」「決裁権限規程」に定める重要な業務執行に関する事項等の審
議、報告を行っております。
- ②当社は、取締役会が決定した目標に対し、その進捗や成果を評価・協議
するとともに、「決裁権限規程」に規定されている重要事項の審議・決
定機関として経営会議を設置しております。当該会議には、担当取締役
及び常勤の監査等委員が出席し、適宜適切に運営しております。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社及び当社子会社は、連結経営を基軸に関係各社の強みを最大限に活用しつつ経営計画の効率的達成に尽力しております。
 - ②当社子会社におけるコンプライアンスに係る各種取り組みは当社の体制に準拠しております。
 - ③当社子会社の経営意思決定にかかる重要事項については、稟議手続を通じて当社に報告され、当社の取締役会において審議決裁が行われております。
6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、その職務を補助する使用人を本社管理部門から選任することができるものとしております。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で業務を行い、監査等委員会の指示した業務については、必要な情報の収集権限を有し、監査等委員会以外からの指揮命令は受けないものとしております。
 - ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等は、あらかじめ監査等委員会の承認を得なければならないものとして独立性を確保しております。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
- ①監査等委員は、毎月開催の取締役会及びその他重要な会議に出席し、事業や取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行状況等に係る報告を受けるとともに監視を行っております。
 - ②前記に関わらず、監査等委員は必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し各種報告を求めることができるもの

としております。

- ③当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法令等の違反行為等、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実について、発見次第、直ちに当社の監査等委員または監査等委員会に対し報告を行うことにしております。
- ④上記の報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、取締役会その他重要会議に出席することで、適宜、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他重要な使用人から職務の執行状況を聴取するほか、関係資料を閲覧しております。
- ②監査等委員は会計監査人、内部監査室等と定期的に協議する等緊密性を保ち、会社が対処すべき課題、監査等委員監査の環境整備の状況、その他監査上の重要課題等について意見や情報交換を行い、監査が適正に実施される体制を整備しております。
- ③監査等委員会は、その職務の執行にあたり必要に応じて独自に外部専門家を起用することができる機会を保障されるものとしております。
- ④監査等委員が当社に対してその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは反社会的勢力による不当要求に対し毅然とした態度を堅持し、当該勢力との一切の関係を持たないことを原則としております。統括部署は経営管理部とし、平素より外部専門機関等から情報収集を行い、事案の発生時には関係行政機関や顧問弁護士等の助言をもとに速やかに対応できる体制を構築しております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、定款及び経営理念を遵守した行動をとるための「経営計画書」を定めるとともに、「職務分掌規程」により職務範囲を明確に定め、職務執行の適正化を推進しております。また、コンプライアンスに係る社内啓蒙を図るため、当事業年度におきましては、当社及び子会社の全ての常勤取締役及び場所長を対象としたコンプライアンス研修を2回開催しました。

2. 取締役の職務の執行

当事業年度における取締役会を13回開催し、法令・定款に定める事項のほか、取締役会規則・決裁権限規程に定める重要な業務執行に関する事項等の審議、報告を行いました。

3. 監査等委員の職務の執行

当事業年度における監査等委員会を13回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、取締役会や経営会議等の重要な会議体への出席により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社及び子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社における職務の執行に関する適法性・有効性の確認を行いました。なお、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用または債務償還の請求があった際は、当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

4. リスク管理

当事業年度においてはリスク管理委員会を2回開催し、「リスク管理規程」に基づき、各部門でのリスク抽出とその対応策を検討し適切なリスク管理を行いました。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,453,628	流 動 負 債	3,578,025
現金及び預金	2,344,236	支 払 手 形	443,289
受 取 手 形	830,713	買 掛 金	817,337
売 掛 金	1,510,109	短 期 借 入 金	1,667,000
商品及び製品	288,171	一年内償還予定の社債	190,000
仕 掛 品	275,794	一年内返済予定の長期借入金	150,560
原材料及び貯蔵品	167,207	未 払 金	140,870
前 払 費 用	17,133	未 払 費 用	42,539
短期貸付金	2,000	未 払 法 人 税 等	63,076
未 収 入 金	16,142	賞 与 引 当 金	41,872
そ の 他	3,706	そ の 他	21,480
貸倒引当金	△ 1,587	固 定 負 債	1,653,928
固 定 資 産	5,594,182	社 債	250,000
有形固定資産	2,293,253	長 期 借 入 金	406,810
建 物	519,957	繰 延 税 金 負 債	108,224
構 築 物	221,055	退 職 給 付 引 当 金	789,907
機 械 装 置	401,140	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	17,406
車 両 運 搬 具	7,436	そ の 他	81,579
工 具 器 具 備 品	13,421	負 債 合 計	5,231,954
土 地	544,790	純 資 産 の 部	
原 料 用 地	433,939	株 主 資 本	5,016,369
建 設 仮 勘 定	151,512	資 本 金	598,950
無形固定資産	119,276	資 本 剰 余 金	586,803
ソ フ ト ウ ェ ア	117,069	資 本 準 備 金	527,529
電 話 加 入 権	1,314	そ の 他 資 本 剰 余 金	59,273
施 設 利 用 権	892	利 益 剰 余 金	3,993,011
投資その他の資産	3,181,652	利 益 準 備 金	149,737
投資有価証券	1,654,770	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,843,273
関係会社株式	852,648	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	107,580
長期貸付金	415,830	別 途 積 立 金	1,000,000
更生債権等	770	繰 越 利 益 剰 余 金	2,735,692
長期前払費用	150,517	自 己 株 式	△ 162,394
そ の 他	214,829	評 価 ・ 換 算 差 額 等	799,486
貸倒引当金	△ 107,715	そ の 他 有 価 証 券	
資 産 合 計	11,047,810	評 価 差 額 金	799,486
		純 資 産 合 計	5,815,856
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,047,810

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,469,603
売 上 原 価		5,260,652
売 上 総 利 益		2,208,951
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,038,961
営 業 利 益		169,989
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	35,083	
そ の 他	91,804	126,887
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,313	
そ の 他	34,576	58,889
経 常 利 益		237,987
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	42,007	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	29,126	71,133
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,466	3,466
税 引 前 当 期 純 利 益		305,655
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	104,884	
法 人 税 等 調 整 額	2,524	107,409
当 期 純 利 益		198,246

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本											
	資本金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金					自己株式	株 資 合 本 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
							固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2023年4月1日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	113,807	1,000,000	2,630,147	3,893,691	△162,394	4,917,050	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△98,927	△98,927	△98,927	
固定資産圧縮積立金の取崩							△6,226		6,226	-	-	
当期純利益									198,246	198,246	198,246	
自己株式の取得											-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）											-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	△6,226	-	105,545	99,319	-	
2024年3月31日 残高	598,950	527,529	59,273	586,803	149,737	107,580	1,000,000	2,735,692	3,993,011	△162,394	5,016,369	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日 残高	550,740	550,740	5,467,791
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△98,927
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			198,246
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	248,746	248,746	248,746
事業年度中の変動額合計	248,746	248,746	348,065
2024年3月31日 残高	799,486	799,486	5,815,856

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,984,544	流 動 負 債	4,187,326
現金及び預金	3,149,420	支払手形及び買掛金	1,217,659
受取手形及び売掛金	2,716,352	短期借入金	2,092,791
商品及び製品	377,475	一年内償還予定の社債	190,000
仕掛品	456,539	一年内返済予定の長期借入金	208,340
原材料及び貯蔵品	203,448	未払法人税等	96,942
その他	101,916	賞与引当金	45,145
貸倒引当金	△20,606	その他	336,447
固 定 資 産	6,543,583	固 定 負 債	1,741,847
有形固定資産	2,489,254	社債	250,000
建物及び構築物	835,117	長期借入金	472,520
機械装置及び運搬具	495,636	役員退職慰労引当金	18,998
土地	549,837	繰延税金負債	55,824
原料用地	439,131	退職給付に係る負債	854,105
建設仮勘定	152,412	その他	90,399
その他	17,120	負 債 合 計	5,929,174
無形固定資産	124,027	純 資 産 の 部	
その他	124,027	株 主 資 本	6,476,874
投資その他の資産	3,930,301	資本金	598,950
投資有価証券	3,465,106	資本剰余金	566,281
長期貸付金	59,980	利益剰余金	5,694,833
長期前払費用	157,109	自己株式	△383,189
繰延税金資産	20,111	その他の包括利益累計額	1,122,080
その他	312,672	その他有価証券評価差額金	937,885
貸倒引当金	△84,679	土地再評価差額金	6,545
資 産 合 計	13,528,128	為替換算調整勘定	177,649
		非支配株主持分	-
		純 資 産 合 計	7,598,954
		負債及び純資産合計	13,528,128

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,196,549
売上原価		6,284,592
売上総利益		2,911,957
販売費及び一般管理費		2,408,085
営業利益		503,871
営業外収益		
受取利息及び配当金	53,996	
持分法投資利益	137,160	
その他	105,335	296,491
営業外費用		
支払利息	29,366	
減損損失	4,862	
その他	46,597	80,825
経常利益		719,537
特別利益		
固定資産売却益	42,007	
投資有価証券売却益	29,140	
関係会社清算益	1,476	72,625
特別損失		
有形固定資産除却損	3,777	3,777
税金等調整前当期純利益		788,385
法人税、住民税及び事業税	198,587	
法人税等調整額	4,778	203,365
当期純利益		585,019
非支配株主に帰属する当期純利益		622
親会社株主に帰属する当期純利益		584,397

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 残高	598,950	574,299	5,205,714	△421,851	5,957,112
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△95,278		△95,278
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			584,397		584,397
自 己 株 式 の 取 得					－
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		870		△2,806	△1,935
連 結 子 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 処 分		△8,889		41,467	32,578
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△8,018	489,119	38,661	519,761
2024年3月31日 残高	598,950	566,281	5,694,833	△383,189	6,476,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	替 換 算 定 為 調 整 勘	その他の包 括利益累計 額 合 計		
2023年4月1日 残高	662,938	6,559	129,539	799,037	2,104	6,758,254
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△95,278
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						584,397
自 己 株 式 の 取 得						－
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動						△1,935
連 結 子 会 社 所 有 の 親 会 社 株 式 の 処 分						32,578
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	274,947	△14	48,109	323,042	△2,104	320,938
連結会計年度中の変動額合計	274,947	△14	48,109	323,042	△2,104	840,700
2024年3月31日 残高	937,885	6,545	177,649	1,122,080	－	7,598,954

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻 田 武 司

業務執行社員 公認会計士 井 口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事象、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月24日

昭和化学工業株式会社

取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 辻 田 武 司

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井 口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、八重洲監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月31日

昭和化学工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 小 関 肇 ㊟

監査等委員 波 光 史 成 ㊟

監査等委員 神 谷 宗之介 ㊟

(注) 監査等委員 波光史成氏及び神谷宗之介氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきまして、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、87,935,160円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、現在年1回の期末配当に加え、取締役会の決議により剰余金の配当（中間配当）をすることができる規定を新設するため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 当社の期末配当金の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第40条 (現行どおり) 2 前項のほか、<u>取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) 第41条 配当財産が金銭である場合は、<u>期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名は任期満了となります。つきましては、新任取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	石橋健藏 (1968年11月9日生)	2000年6月 当社取締役経営企画室長 2001年10月 同常務取締役生産部長 兼経営企画室長 2003年3月 同代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 白山工業株式会社 代表取締役 日昭株式会社 代表取締役 オーベクス株式会社 社外取締役	1,452,029株
	<p>取締役選任理由</p> <p>当社の代表取締役社長として豊富な経験、実績、見識を有しており、リーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者いたしました。</p>		
2	田子薫 (1955年8月4日生)	2009年12月 当社経営企画室長 2010年7月 同経営企画室長 兼海外営業部担当部長 2011年6月 同取締役経営企画室長 兼海外営業部担当部長 2011年8月 同取締役経営企画室長 2015年4月 同取締役技術開発推進部長 2017年6月 同専務取締役技術開発推進部長(現任)	18,656株
	<p>取締役選任理由</p> <p>当社の経営に関する豊富な経験、実績、見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	※ ささもと がく 笹 元 岳 (1970年11月1日生)	2019年7月 当社総務企画部長 (現、経営管理部)	1,000株
	<p>取締役選任理由</p> <p>入社以来、製造、営業、経営企画、総務企画等広範な部門における豊富な経験と幅広い知見を有し業務全般に精通しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したことから取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	小 関 肇 (1960年9月22日生)	1984年 3月 当社入社 2009年 4月 同内部監査室長 2012年 6月 同常勤監査役 2016年 6月 同取締役 (常勤監査等委員) (現任)	9,312株
	<p>取締役選任理由</p> <p>入社以来、製造、営業、経営企画、内部監査等広範な部門における豊富な経験と幅広い知見を有し業務全般に精通しておりますことから、当社経営を監督する監査等委員である取締役として、その責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p>		
2	波 光 史 成 (1969年9月5日生)	1998年 4月 公認会計士登録 2004年 6月 当社社外監査役 2011年 6月 税理士法人レゾンパートナーズ代表社員 (現任) 2016年 6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 (現任) 2016年 6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) (重要な兼職の状況) 税理士法人レゾンパートナーズ 代表社員 東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役	8,199株
	<p>社外取締役選任理由および期待される役割の概要</p> <p>公認会計士・税理士としての見識と経験を有し、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社での社外役員の経験を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待されるためであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたします。なお、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員であったことがあります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3	かみ 谷 宗 之 介 神 谷 宗 之 介 (1974年6月25日生)	1996年11月 司法試験合格 1999年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 2005年1月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年1月 神谷法律事務所開設 2008年6月 株式会社日本デジタル研究所 社外監査役（現任） 2009年8月 株式会社パシフィックネット 社外取締役（現任） 2015年6月 当社社外取締役 2016年6月 同社外取締役 （監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 神谷法律事務所 所長 株式会社パシフィックネット 社外取締役 大豊建設株式会社 社外取締役 株式会社日本デジタル研究所 社外監査役	5,016株
<p>社外取締役選任理由および期待される役割の概要</p> <p>弁護士として培ってきた豊富な経験と専門知識、並びに高い法令遵守の精神を有していることに加え、他社での社外役員の経験を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待されるためであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその責務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって9年となります。また、同氏は、過去に当社の業務執行者ではない役員であったことがあります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 波光史成氏及び神谷宗之介氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、波光史成氏及び神谷宗之介氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が選任される場合は改めて独立役員として届け出る予定であります。
4. 所有する当社株式の数には役員持株会名義で所有する持分株式を含んでおります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、取締役候補者の選任が承認されますと、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会の同意を得ております。
補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
たか はし たけ はる 高橋武治 (1972年12月9日生)	2004年5月 高橋カーテンウォール工業株式会社 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 大連高連幕牆有限公司(中国) 副董事長 株式会社タカハシテクノ 代表取締役社長 株式会社ユニコーン 代表取締役社長 株式会社アシェル 代表取締役社長 株式会社レイジードラゴン 代表取締役社長 株式会社ケルプ 代表取締役社長	一株
補欠の社外取締役選任理由および期待される役割の概要 経営者として豊富な経験を有していることから、当社経営に対し有益なご意見や率直なご指摘をいただくことで、経営意思決定の健全性、適正性の確保と透明性の向上に貢献し、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できるためであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高橋武治氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 高橋武治氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏を独立役員として届出る予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容の概要は、事業報告12頁に記載のとおりであり、当該候補者が監査等委員である取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である八重洲監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに監査法人グラヴィタスを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人グラヴィタスを会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した新たな視点での監査を期待できることや監査報酬の相当性に加え、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる体制を備えていることから、同監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2024年6月27日現在)

名 称	監査法人グラヴィタス
主たる事務所所在地	京都府京都市中京区富小路通三条下る朝倉町528番地
海外提携先	Baker Tilly International
職員数	32名
沿革	2006年12月 監査法人グラヴィタス設立 2014年 7月 大同監査法人と合併

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂二丁目14番32号
赤坂2・14プラザビル3階 赤坂サンスカイルーム 3D室
電話 (03) 5545-5922



東京メトロ千代田線 赤坂駅 2番出口 徒歩1分
東京メトロ銀座線、南北線 溜池山王駅 7番出口 徒歩7分

昭和化学工業株式会社 第97期定時株主総会

午前 9時 開場
午前 10時 開始

ご来場いただきました株主様にお配りしておりましたお土産は、第91期定時株主総会より廃止させていただきました。ご了承賜りますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。